

議案第49号関連資料

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

1 目的

公益通報者保護法の一部改正により保護される公益通報者の範囲が拡大したことに伴う所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 公益通報とは

労働者等が、不正の目的なく、勤務先における、刑事罰等の対象となる不正を、通報すること。

【内部公益通報】事業者の立場として内部の「職員等」からの通報

【外部公益通報】権限を有する行政機関として外部の「労働者等」からの通報

3 条例改正の概要

(1) 「保護される公益通報者の範囲」の拡大に伴う条例文言の見直し

【内部公益通報】(条例第2条第1項第6・8号等)

現行 → 改正案

	退職者(退職後1年以内)
職員	
派遣労働者	
委託事業者の役職員	

【外部公益通報】(条例第2条第1項第14号)

現行 → 改正案

	役員 ※退任した者は除く
	退職者(退職後1年以内)
労働者(労働基準法第9条)	

(2) 法引法令の条ずれに伴う対応その他規定の整備(条例第65条等)

4 施行期日

公布の日から